

まだまだ、送り付け商法が横行しています！

教えて、相談員さん

注文していない健康食品が送られてきました。どうしたらよいの？

「先月、あなたがご注文された健康食品が完成しましたので、明日、代金引換でお届けします。料金は、1万9800円です」と、A社から電話がかかってきました。私は「注文した覚えはないです」と伝えましたが、「確かに先月注文しておられ、録音も残っています。キャンセルはできません。支払ってもらえないと裁判になります」と言われました。

電話を切った後、やはり納得がいかなかったので、教えられていたA社の電話番号に電話をかけたが「こちらは〇〇会社のお客様相談室です。A社ではございません」という返事が返ってきました。うその電話番号を教えられたようです。このままでは商品が送られてきます。どうしたらよいのでしょうか？支払わないといけないうのでしょうか？

私がお答えします

注文してもいないのに、一方的に「注文を受けている」と言い、商品を代金引換配達で送り付ける相談が多数寄せられています。

健康食品を販売する会社が、うその連絡先を教え、キャンセルを受け付けないようにしている場合もあります。また、代金引換配達を運送業者に断られ、現金書留の封筒を同封し、送り付けてくる場合もあります。

「家族が注文したものかもしれない」と判断に迷う場合があります。日ごろからコミュニケーションを取ることも大切です。本当に注文していないのであれば、はっきり断りましょう。

代金引換配達で商品が届いても、会社名や所在地、電話番号を控えて受け取りを拒否し、クーリング・オフのはがきを出しましょう。

クーリング・オフは、訪問販売やマルチ商法など、一旦契約してしまっても一定の期間なら無条件で一方的に契約を解除できる制度です。詳しくは消費生活相談員にご相談ください。



ほきもと なおこ

消費生活相談員 **保木本 尚子さん**



問題が深刻化する、その前に！

“困ったな”と思ったら、気軽に役場に相談を！

●消費生活相談窓口をご利用ください

消費生活問題を解決するために、専門の知識や能力を持った『消費生活相談員』が、毎週水曜日、日野郡3町輪番で伺い、相談を受け付けています。電話や面談で相談を受け付け、一緒に解決の道を探します。日野郡にお住いの人なら、3町の消費生活相談窓口どこでも相談していただけます。そのほかの平日は役場の担当者が相談を受け付けます。秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。

開催日など詳しくは、各町へお問い合わせください。

◆日野町（産業振興課内）

【電話】72-0336

◆江府町（福祉保健課内）【電話】75-6111

◆日南町（企画課）【電話】82-1115

▶時間：各町とも午前9時～午後4時



なかしま あやこ

消費生活相談員 中島 綾子さん

●講座など、地域に出かけます

消費生活相談員が自治会やサークル、老人会など地域に出かけ、消費者啓発講座などを行います。

「最新の詐欺手口を知りたい」「トラブルにならない電話勧誘の断り方を知りたい」など、皆さんのご希望に沿った内容で講座を行います。

講座の内容や日程の相談は、役場産業振興課内日野町消費生活相談窓口（電話72-0336）まで。



鳥取県立消費生活センター西部消費生活相談室

〒683-0043

米子市末広町294番地（米子コンベンションセンター4階）

【電話】(0859) 34-2648 【時間】午前8時30分～午後5時（祝・休日、年末年始は休み）